

## 災害時における井戸水の供給協力に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と日本交通立川株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における井戸水の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、立川市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力事項）

第2条 災害時において、乙は甲からの要請により、供給可能な範囲で次の各号に掲げる協力を行うものとする。

- （1） 甲が実施する生活用水の応急給水に対する乙所有の井戸の井戸水の供給
- （2） 乙の周辺の住民に対する乙所有の井戸の井戸水の供給

### （協力要請の手続）

第3条 甲は、災害時に乙の協力が必要であると認めるときは、要請書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日、要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた協力事項に関し、施設の損傷、電気の供給停止等の特別な理由がない限り、必要な協力を実施するものとする。

### （報告及び請求）

第5条 甲からの要請に対する乙の協力が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告し、併せてその支援に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

### （揚水施設の表示）

第6条 乙は、その所有する井戸について、災害時における井戸水の供給の協力をする揚水施設（以下「揚水施設」という。）である旨の標式（第3号様式）を設置するものとする。

2 乙は、揚水施設の仕様を甲に報告するものとする。

### （維持管理）

第7条 揚水施設等の維持管理は、乙の責任により行うものとする。

(使用の中止又は廃止)

第8条 乙は、揚水施設の使用を中止し、又は廃止した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年6月1日

甲 立川市泉町 1156 番地の 9

立川市

代表者 立川市長 清水 庄平

乙 立川市富士見町 6 丁目 48 番 25 号

日本交通立川株式会社

代表者 代表取締役 齋 藤 浩 二

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日  
号

様

立川市長



要 請 書

災害時における支援について、次のとおり要請します。

(1)年 月 日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
(2)場 所	
(3)支援の内容	
(4)そ の 他 必要な事項	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

立川市長

殿

印

終了報告書

年 月 日付け 第 号の要請に基づく、支援について終了しましたことを報告します。

(1)年 月 日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
(2)場 所	
(3)支援の内容	
(4)そ の 他 必要な事項	

第3号様式（第6条関係）

設置看板 仕様

標式の縦横長 300×400（mm）

文字は耐候性素材により作成すること

災害時には、  
井戸水供給の  
協力施設となります。

年度 立川市